


船舶事故調査報告書

平成27年2月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年7月25日（金） 18時40分ごろ
発生場所	長崎県長与町 ^{ふた} 二島東方沖（大村湾） 長崎県大村市所在の長崎空港飛行場灯台から真方位251°4.500m付近 （概位 北緯32°53.7′ 東経129°52.2′）
事故調査の経過	平成26年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長Aからの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーモーターボート RENA ^{レナ} 、5トン未満 292-35327長崎、個人所有 5.28m (Lr) × 2.11m × 1.07m、FRP ガソリン機関（船外機）、36.8kW、昭和58年8月
乗組員等に関する情報	船長A 男性 59歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年9月2日 免許証交付日 平成25年5月20日 （平成30年7月23日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長A）
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者A（男性、54歳）を乗せ、平成26年7月25日18時20分ごろ二島を出発し、係留していた大村市所在の船だまり（以下「係留場所」という。）へ向けて東進した。 船長Aは、主機が運転状態であるにもかかわらず船速が得られず、漂泊状態となったので、18時36分ごろ、先に出発した僚船（以下「B船」という。）の船長（以下「船長B」という。）に、同乗者Aを迎えに来てくれるよう携帯電話で連絡した。 同乗者Aは、船尾物入れの左舷側寄りに前方を向いて腰を掛けていたとき、操縦区画から右舷側を通過して船尾方に移動していた船長Aが、ドボンという水音と共に視界から消えたので、海面を見たところ

	<p>ろ、右舷船尾の後方の海面で泳いでいる船長Aの姿を認めた。</p> <p>同乗者Aは、船長AがA船から徐々に離れていくものの、泳いでいるので大丈夫と思ったが、ほどなくして力尽きたように動かなくなったので、18時40分ごろ船長Aが落水したことを船長Bに携帯電話で連絡して海に飛び込んだ。</p> <p>船長Bは、A船へ向かっていたところ、船長Aが落水したとの連絡を受けたのち、同乗者Aが海に飛び込むのを視認した。</p> <p>船長Bは、18時43分ごろ、海面に船長Aの背中が見えたので、同乗者Aに船長Aの位置を知らせるとともに、B船を船長Aに接近させた。</p> <p>船長Aは、18時44分ごろ、同乗者A及びB船の同乗者により、B船の左舷船尾から船内に引き揚げられた。また、同乗者Aは、海から船長Aを押し上げたのち、B船に乗船した。</p> <p>船長Bは、B船の船尾甲板で船長Aに人工呼吸を行ったが、5分ほど経過しても変化が見られないので、B船の同乗者に人工呼吸を任せて係留場所に向けて発進し、18時55分ごろ119番通報を行い、19時00分ごろ到着した救急車に引き渡した。</p> <p>船長Aは、救急車で病院に搬送されたが、溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り時々雨、風向 南、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約0.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故当日、船長A、船長B、同乗者Aほか6人が、A船及びB船に分乗して二島に到着し、他に水上オートバイの乗艇者2人が参加して、13時過ぎごろから約70分間、バーベキューをしながら飲酒した。</p> <p>船長Aは、他のバーベキュー参加者が飲食を終えて海で遊んでいる間も、バーベキューをしていた場所を離れることがなかった。</p> <p>船長Aは、バーベキューをしている間、飲酒していた。</p> <p>A船の船尾甲板（長さ約99cm×幅約154cm）には、クーラーボックス2個を含むバーベキュー参加者の荷物等が隙間なく積み込まれており、通路として両舷の舷側に沿って幅約20cm及び船尾物入れの前側に幅約30cmの空間が設けられていた。</p> <p>A船は、船尾中央に主機が、その左舷側に予備機が据え付けられており、船尾甲板からガンネル上面までの高さが約45cmで、ガンネル上には長さ約141cm、高さ約17cmの手摺りが両舷に設けられていた。(写真1参照)</p>

	 <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> <p>同乗者Aは、本事故後、船長Aが、予備機を始動させるために、船尾甲板右舷側の通路を通過して船尾に移動中、船の動揺の影響もあり、落水したのではないかと考えた。</p> <p>同乗者Aは救命胴衣を着用していたが、船長Aは着用していなかった。</p> <p>同乗者Aは、本事故後、救命胴衣又はクーラーボックス等の浮体を投げ入れていれば船長Aは助かったのではないかと考えた。</p> <p>A船は、救命浮環をキャビン内に収納しており、同乗者Aは、その存在を知らなかった。</p> <p>船長Aは、半袖ポロシャツ、デニムのパンツを着用していた。</p> <p>A船は、本事故後、整備業者により、主機のプロペラのラバーブッシュがスリップして焼損していることが確認された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし 不明</p> <p>船長Aの死因は、溺水であった。</p> <p>A船は、二島東方沖において漂流中、船長Aが、落水したことから、死亡するに至ったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、幅約20cmの右舷側通路を通過して船尾方へ移動中に落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Aの飲酒の状況については、明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していれば、救助された可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、二島東方沖において漂流中、船長Aが、落水したため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操縦する際には飲酒を控えること。・ 救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。・ 落水者が救命胴衣を着用していない場合、救命浮環等の浮体を投げ入れること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

